

旭市文化協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は旭市文化協会という。

(目的)

第2条 本会は、旭市内の文化団体相互の親睦と協調発展を図り、併せて市民文化の向上に寄与することを目的とする。

第2章 会員

(資格)

第3条 本会の会員は、第2条の趣旨に賛同する旭市内の各文化団体とする。

(入会)

第4条 本会に入会しようとする文化団体は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

2 前項の申し込みがあったときは、理事会に諮り、会長審査のうえ、第3条に該当するものと認めた時は、その入会を承認し、団体会員台帳に登録するものとする。

(会費)

第5条 文化団体は、細則に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第6条 会員は、次の各号に該当する場合は、その資格を失う。

(1) 退会

(2) 除名

(退会)

第7条 会員が退会しようとするときは、理由を付して届け出なければならない。

(除名)

第8条 会員が会費を滞納し、または、この規約に違反し、もしくは、本会の体面をけがす行為をしたときは、代議員会において、出席代議員の3分の2以上の同意によって除名することができる。

第3章 運営形態及び事業

(運営形態)

第9条 本会は協会の会員団体を統括する芸能部、美術部、茶華道部、文芸部等の協調により運営するものとする。

2 部門ごとに事務局を置くことができる。

(事業)

第10条 本会は、第1章 第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 文化団体ごとの研究、研鑽の推進を行うこと。

(2) 文化祭を開催すること。

(3) 機関誌、その他文化図書を刊行すること。

(4) 前各号のほか、本会の目的を達成するため、社会、市政、教育、福祉に貢献する事業を行う。

(事務所)

第11条 本会は事務局を会長宅に置く。

第4章 役員及び代議員・顧問等 (種別)

第12条 (1) 役員

本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
常任理事	若干名
理事	若干名
監事	2名

(2) 代議員

(3) 事務局

事務局長	1名
事務局次長	1名
会計	2名

(4) 顧問等

(選任)

第13条 役員は、代議員の内から各所属部門の推薦を受けた役員候補者を総会で承認を受け選任する。役員氏名の表記・呼称は本名とする。通称名の使用については細則に定める。

- 2 代議員は各単位団体の会員数20名を目途に1名を届け出る。
- 3 事務局担当者は会長がこれを委嘱する。
- 4 顧問等は総会の議決による。

(任期)

第14条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

ただし、(会長・副会長)については3期6年を限度とする。

役員に欠員が生じた場合の扱いは細則に定める。

補欠により選任された役員は、前任者の残任期間とする。

(役員および代議員、事務局長、会計の職務)

第15条 会長は、諸般の会務を総理し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名した順序により、その職務を代行する。
- 3 理事は、本会運営の重要事項を審議するとともに、本会の事業・運営にあたるものとする。
- 4 代議員は、所属する単位団体、グループを代表するとともに、所属する他団体、グループと協力して本会の事業推進にあたるものとする。
- 5 事務局長は、本会の事務を統括する。
事務局次長は、局長を補佐する。
- 6 会計は、本会の経理を担当する。

(監事の職務)

第16条 監事は、会務を監査する。

第5章 会議 (総会)

第17条 総会は、定時総会および臨時総会とする。

2 定時総会は毎年1回開催する。

3 臨時総会は代議員の2分の1以上から、目的を示して請求があったとき開催する。

(総会に付議すべき事項)

第18条 総会に付議しなければならない事項は、この規約で別に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 役員を選出すること。

(2) 規約または細則を変更すること。

(3) 事業計画および歳入歳出予算を定めること。

(4) 事業報告および決算報告を承認すること。

(5) その他本会の運営に関する重要なこと。

(代議員会)

第19条 代議員は代議員会を構成し、緊急を要する事項で総会を開くことが困難な場合、総会に代わりこれを議決することができる。

(理事会)

第20条 理事は理事会を構成し、総会および代議員会より委任された事項および会務執行上の緊急事項を決定する。

(企画会議)

第21条 企画会議は、会長、副会長、常任理事、事務局長、事務局次長、会計で構成し、事業の基本計画および、理事会に提案する議案を審議する。

(定足数)

第22条 総会は各単位団体の代表者(代議員)の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 代議員会および理事会、企画会議は、それぞれこれを構成する代議員または理事の、過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 ただし、委任状の提出があったときは、委任者は出席したものとみなす。

(議決)

第23条 総会の議決は、出席者の過半数をもって決する。

2 代議員会および理事会、企画会議の議決は、それぞれ出席者の過半数をもって決する。

(会議の招集)

第24条 総会、および代議員会並びに理事会、企画会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長がこれにあたる。

第6章 会計

(資金の構成)

第25条 本会の資金は、次の各号をもって構成する。

(1) 会費

(2) 補助金

(3) 寄付金品

(4) その他収入

2 基本財産の造成処分は、理事の3分の2以上の賛成により処理することができる。

(会計年度)

第26条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(手当)

第27条 会長が必要と認めたときは、役員及び事務局担当者に費用の実費および手当てを支給することができる。

第7章 表彰

(表彰)

第28条 本会の発展に多年功労のあった者に対し、表彰することができる。

第8章 弔慰

(弔慰)

第29条 本会の役員についての弔慰規定を設ける。

弔慰規定についての細則は別に定める。

(実施細則)

第30条 この規約の施行について必要な細則は、総会の議決を経て別に定める。

(付則)

1. この規約は、平成17年7月1日から施行する。
2. この規約は、平成21年5月17日一部改正。
3. この規約は、平成22年5月16日一部改正。
4. この規約は、平成29年5月7日一部改正。
5. この規約は、令和元年5月19日一部改正。
6. この規約は、令和4年5月15日一部改正。
7. この規約は、令和6年5月26日一部改正（規約細則第1条第1項第1号）。

旭市文化協会規約細則

第1条 規約第5条に規定する会費は、次のとおりとする。

- (1) 所属団体ごとに年額1人1,000円とする。
- (2) 小中学生は無料とする。

第2条 規約第13条に規定する通称名の使用については、次のとおりとする。

- (1) 通称名（筆名、芸名等）が広く認知されている場合には、通称名を役員氏名の表記・呼称に使用することができるものとする。
- (2) 前号通称名の使用は企画会議の承認を得るものとする。

第3条 規約第14条に規定する欠員の補充については、次のとおりとする。

- (1) 補欠となる者についての扱いは企画会議にて決定する。
- (2) 企画会議は次期総会にその内容を報告し承認を得るものとする。

第4条 規約第28条に規定する表彰規定は、次のとおりとする。

- (1) 本会に功績のあった者を表彰する。
- (2) 表彰者選考に当っては、選考委員会を開き決定する。
- (3) 選考委員は理事会において、理事の中から若干選出して選考委員会を組織する。

第5条 規約第29条に規定する弔慰規定は、次のとおりとする。

- (1) 本会役員が死亡した場合は弔慰を表する。
- (2) 前号について返礼を受けないものとする。